

⑤地産地消と“みなまたブランド”づくりの推進

■施策の目的

消費者が求める食の安心・安全へのニーズや流通コストの削減等を目的として、平成21年に新しく稼働した学校給食センターに、生産者の顔の見える地場産食材として納入を促進し、旅館、飲食店等へも計画的に出荷するなど、地域内での流通促進（地産地消）を図るとともに、市内物産館や農家直売所、農産加工所等の活性化を目指す。

また、域外への流通促進については、庁内外の推進体制の整備を図り、持続可能で安定的経営を支援し、食の安心・安全を基本としたGAP（生産工程管理）への取組み、特徴ある付加価値、イメージアップ戦略等によって、売れる商材づくりを目指す。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
学校給食の水俣・芦北地域産食材の利用率	45.7%	53.0%
直売所(有人、物産館を含む)の設置数	6箇所	7箇所
みなまたブランド認証品目数	0品目	10品目

■現状と課題

本市は兼業、自給的農家が多いため、計画的な量・品質を確保することは、困難な状況にある。そこで、簡易な屋根かけハウス等の導入とともに、生産組織の整備を図りながら、集出荷体制を強化する必要がある。

また、本市の農林水産物は、水俣病の影響により「水俣産」というだけで消費者から避けられ、販売において大きな弊害を受けてきた経緯がある。水俣病を経験した水俣だからこそ、責任をもった農林水産物の生産に努め、食の安心・安全を確保し、確かな品を消費者へ届ける行動を進めることとする。

■対象

市民、市内担い手、生産組織、関係団体、物産館等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（市内担い手・生産組織）：生産

〃（市内企業・関係団体等）：流通

行政：体制づくり

■事業の目標設定

将来を担う子ども達の食育の観点も含め、学校給食への地域産食材の利用率を平成25年度で53.0%と設定する。

一方で直売所は、生産者と消費者とのふれあいの場であり、各地域の特色を活かした交流の場になっており、今後さらに地域の活力向上を図っていくために、その設置数の増加を図る。

また、水俣の気候・風土、地域性、豊かな地域資源等を活用し、農林水産物に物産・特産品を含めた統一ブランドを確立し、観光や環境教育、農村体験等の取組みと連動した産業づくり目指し、平成25年度の「みなまたブランド」認証品目数を10品目と設定する。

■主な事業

- ・出荷組織の支援・体制強化
- ・ブランド推進部署の整備
- ・GAP（生産工程管理）の推進

⑥農林水産業と商工観光業連携の強化

■施策の目的

農林水産業における生産力と商工観光業における加工・流通力等を結びつけて、新たな商品（商材）づくりを推進し、新しい産業づくり、雇用創出を目指す。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
連携によって開発された新商品の数	0件	1件

■現状と課題

現在、農業生産法人やJA等の農業団体が主体となり、異業種間の連携が一部で進められているが、双方が情報を交換し、各々のニーズを認識し合う場がなく、コーディネート機能を担う人材が不足している。

■対象

市内担い手や生産組織、農林水産業団体、市内企業等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（市内担い手や生産組織、農林水産業団体、市内企業等）：連携による事業展開

行政：活動の支援

■事業の目標設定

異業種間の交流を密にすることで、新たなポテンシャルを秘めた食材や技術を発見し、その活用による新規分野の開拓、産業創出、ひいては雇用促進が期待されることから、新商品の開発を目指していく。

■主な事業

- ・農林水産物を活用した新たな商品づくり（6次産業化）



⑦担い手確保と新規参入者支援

■施策の目的

農林水産業の持続的な維持・発展を図るため、後継者はもとより他業種からの新規参入希望者に対する支援体制等を整備するとともに、農林水産業の魅力をアピールすることで新たな担い手の確保・育成に努める。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
認定農業者数	76戸	100戸
年間新規参入者数	0戸	2戸

■現状と課題

既存従事者の高齢化、新規参入者の減少により若年齢層の空洞化が見られ、担い手不足や耕作放棄地の増加等が懸念されている。

■対象

市内担い手、生産組織等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（関係団体）：農林水産業の実態に関する情報発信、技術提供

行政：支援体制の整備

■事業の目標設定

大規模な経営を営む専業農家を主体とする「認定農業者」は、本市の農業のリーダーとなる人材である。持続可能な生産を図るためには、新規参入者など若年齢層を中心とした新たな人材確保が必須であることから平成25年度における目標値を、認定農業者数100戸、年間新規参入者数2戸と設定する。

■主な事業

- ・農業講座や体験・実習機会の創出（受入体制の整備）
- ・新規参入者に対する支援体制の整備

⑧組織体制の強化

■施策の目的

個々の農林漁業経営体の確保・育成とともに、互いに補完し合いながら限られた労働力で生産力を高める「集落営農^{*}」体制や、伐採・間伐等を請負う担い手による組織の整備を図り、農山漁村集落の継続的な活動の維持・環境保全に努め、「6次産業化^{*}」に向けた組織づくりを含め、活力ある地域づくりを目指す。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
集落営農組織数	1組織	2組織
林業担い手による組織数	0組織	1組織

■現状と課題

集落営農組織については、現在、越小場地区に1組織が整備されているが、他地域からの農作業の依頼が増加傾向にあることから、各地域・集落単位での組織化と体制整備が必要である。

* 集落営農：主に集落を単位として生産工程の全部、または一部に取り組む組織

* 6次産業化：農林水産物の生産（1次産業）だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）まで生産者が主体的・総合的に関わろうとする新しい経営形態のことで、1次+2次+3次で6次産業とする。

■対象

市内担い手、生産・集落営農組織等

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（市内担い手、生産組織、農林業団体等）：地域、集落単位での組織化

行政：組織整備の支援

■事業の目標設定

生産者の高齢化や担い手不足が進む経営体では、集落営農組織による農作業の補完が必要であり、今後も育成すべき組織であることから、平成25年度の目標値を2組織に設定する。

また、森林管理においては、個々の林家では手入れが行き届かなくなっているのが現状であり、その作業を担う組織をつくることは低コストによる経営や人材確保の効果があると思われることから、組織の発足を目指すこととする。

■主な事業

- ・集落営農組織化の支援
- ・伐採等の担い手組織化支援



⑨海藻の森プロジェクトの推進

■施策の目的

環境の変化によって減少した藻場を再生することにより、かつての「豊饒の海」を取戻す。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
海藻の収穫量・実用レベル取れ高	10.0 t・7.0 t	15.0 t・10.5 t

■現状と課題

種苗生産と藻場の造成については一定の成果を得ているが、海藻の加工品開発・販売による漁業者の所得向上までにはいたっていない。

■対象

水俣海域、水俣市漁業協同組合員

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（水俣市漁業協同組合）：海藻の生産・加工・販売

行政：事業の支援

■事業の目標設定

1.2mの種糸1本につき20kgの収穫が見込まれ、平成20年度は500本の種糸から10.0 tを収穫、平成25年度は759本の種糸を用いて15.0 tの収穫を目指す。

■主な事業

- ・海藻種苗の生産
- ・簡便な藻場造成技術の確立
- ・海藻加工品の開発と販売確保



⑩栽培漁業の振興推進

■施策の目的

沿岸海域における水産資源の増殖を推進するため、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、アワビの種苗等を計画的に育成・放流し、漁業生産の維持、増大を図る。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
ヒラメの放流量	45,000尾	45,000尾
クルマエビの放流量	200,000尾	200,000尾
ガザミの放流量	63,000個	63,000個
アワビの放流量	10,000個	10,000個

■現状と課題

ヒラメ、クルマエビ種苗の中間育成後の放流、ガザミ、アワビ種苗の直接放流を実施しているが、放流事業が漁獲高の向上にどの程度結びついているかの判断が困難である。

■対象

水俣海域

■実施主体（市民と行政の役割分担）

事業者（水俣市漁業協同組合、（財）熊本県栽培漁業協会）：計画的な育成と放流

行政：事業推進の支援

■事業の目標設定

各種苗の放流量について、平成20年度の現状値水準を維持し、自ら作り育てる栽培漁業を継続していく。

■主な事業

- ・ヒラメパイロット事業
- ・栽培漁業振興推進事業

施策4 商業の振興

地域内の商店街での買い物を奨励したり、ポイント制度の導入を図ったりすることで、地域の商店街の活性化に努める。

また、「スイーツのまちづくり」や「こんまんまで委員会」等のまちづくり団体の活動を支援するなどして、歩いて買い物や食事を楽しめる商店街づくりを進める。

①活気ある商店街づくり

■施策の目的

時代の変化や消費者ニーズに合った魅力ある商店づくりと商店街の形成に努め、商圈の復活・拡大を目指して、商店街や関係者の自主的な取組みを支援し、ぬくもりのある商店街づくりとその振興を図る。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
空き店舗活用による新規出店数	13店舗	毎年1店舗
新規出店者の営業継続率	46.1% (6/13店舗)	55.6% (10/18店舗)

■現状と課題

近隣市町へのロードサイド型大型店の進出、買物のレジャー化による消費者ニーズの多様化の影響、経営者の高齢化等様々な要因により廃業する商店が増加し、それに伴い空き店舗が増加するなど、本市の商店街は非常に厳しい状況にある。今後は、各商店が住民にとって、さらに魅力ある店舗づくりを目指すとともに、商店街に点在する空き店舗を活用した新規出店者を、商店街全体で支援していく必要がある。

また、各商店街等が自主的に取組む活性化事業については積極的に支援を行うとともに、市民が商店街を単に買物の場としてとらえるのではなく、地域の伝統や文化が形成、継承されていく大事なコミュニティの一つと考えるようにし、「地元にあるものは地元で購入する」という意識がもてるような、ぬくもりのある商店街づくりを推進する。

■対象

商店街事業主（商店会連合会）、新規出店者、水俣商工会議所、地域住民

■実施主体

事業者（新規出店者）：空き店舗を活用して出店し、地域に密着した店舗経営を行う。

〃（商店街事業主、各商店会連合会）：地域住民のニーズ把握、魅力ある店舗と商店街づくり、新規出店者に対する支援

行政：関係者との連携・協力、支援等

■事業の目標設定

空き店舗を活用した新規出店者を各商店会がバックアップし、地域に密着した営業活動が継続されることで、商店会の連携を深め、賑わいと魅力ある商店街を目指す。平成25年度の目標値は、空き店舗を活用した新規の出店を毎年1店舗、その営業継続率を55.6%とする。

■主な事業

- ・水俣市いきいき商店街づくり事業等による支援
- ・ポイント制度と地域振興を結びつけた商店街支援

②まちづくり団体との協働による商店街活性化

■施策の目的

商店街のにぎわいが地域全体の活性化につながるという視点に立ち、商店街に生まれた様々なまちづくり団体等と共に智慧を出し合い、水俣の商店街の特色を活かした活動を生み出し、活気あふれる商店街を形成する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
イベント等による商店街入込客数・実施回数	200人・1回	200人・1回

■現状と課題

これまで市内に7つある商店街が中心となって、春祭りや恋龍祭等のイベントを開催してきたが、近年は各商店街の枠を越え、市内の菓子店や飲食業組合等がネットワークを形成し、「食」をテーマとする新たなイベントなどを作り出している。

今後は、これらに関する情報を、積極的に市内外に発信するなどして、水俣の新たな魅力として伝え、交流人口の増加に結びつけていく。

■対象

各まちづくり団体、水俣商工会議所等

■実施主体

各まちづくり団体：水俣の特色を活かした商業振興の取組み

事業者（水俣商工会議所）：関係まちづくり団体の活動の支援

行政：関係者との連携・協力、支援

■事業の目標設定

各まちづくり団体が自発的に取り組む地域活性化のイベント等は手作りで実施するため、参加者数、実施回数を大幅に増加することは困難である。

今後もこれらのイベントの継続を図るため商工会議所等とともに支援し、イベント参加者を水俣のファンとして取り込み、イベント開催時以外にもリピーターとして商店街を訪れるようにすることを視野に入れ、商店街入込客数・実施回数について、現状維持を目指す。

■主な事業

- ・「スイーツのまちづくり」、「こんまんまで委員会」等の団体活動の支援



スイーツのまちづくりースタンプラリー

政策Ⅲ

安全で心安らかに、いきいきと 暮らせるまち



施策1 安心・安全なまちづくり

すべての市民の安心・安全な暮らしを実現するために、コミュニティにおける住民間の相互扶助機能を活かした、防災・防犯活動を支援する。

各地域においては、住民の創意工夫により、地域に内在する防災力のさらなる向上に努め、自主防災組織や消防団活動を中心に、地域の安心・安全を築いていく。

①防災のまちづくり

■目的

平成15年に発生した水俣豪雨災害の反省と教訓を踏まえ、防災及び減災に取り組み、災害に強い、防災のまちづくりを進める。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
戸別受信機の配布率	14%	20%
災害時要援護者個別計画の作成率	未実施	50%
消防団員数	497人	460人
市街地浸水対策達成率	35%	40%

■現状と課題

防災・危機管理体制の見直しを行うとともに危機管理指針を策定し、防災・危機管理体制の整備に取り組んでいる。防災行政無線の難聴地域の解消、情報伝達や避難体制の確保、防災関連施設の整備、消防団の組織再編と装備更新、自治会単位での自主防災活動の活性化などが求められる。

雨水対策については、水路改良やポンプ施設等の整備を進めているが、未整備の丸島地区及び陣内・古城地区の浸水被害が多発しているため、対策を講じる必要がある。

■対象

市民（自主防災組織・消防団など）、各種防災施設・装備（気象観測機器・防災行政無線・防災倉庫・砂防施設・消防団装備）、下水道施設（雨水路・ポンプ施設等）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：自分の家や周辺の危険箇所、最寄りの避難所の把握、非常用持ち出し品（袋）の用意、自主防災組織や消防団への参加・支援

行政：危機管理・防災体制の維持・強化、ハード・ソフト両面の整備、消防団の組織再編、自主防災組織の活動支援

■事業の目標設定

市民に防災情報が確実に伝達できるように、戸別受信機の新規配布を行い、最終的に全戸への配置を目指す。平成25年度の配布率の目標値は20%とする。災害時に援護が必要な人の状況を把握し、個別計画をまとめることとし、平成25年度までに50%の整備を目指す。消防団については人口減少社会ではあるものの、消防団への加入促進、組織再編により必要な団員数の確保に努める。

下水道の整備については、市街地における浸水解消区域の比率を40%にすることを目標とする。

■主な事業

- ・豪雨災害の教訓を活かす防災のまちづくり
- ・消防・防災計画関係事業
- ・防災行政無線の管理運用と更新



②防犯のまちづくり

■目的

市民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備することで、子どもから高齢者まで、すべての市民が安全に暮らすことのできるまちを築く。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
青色回転灯装備車両による防犯パトロール団体数	1 団体	5 団体

■現状と課題

水俣警察署管内における犯罪発生件数は、平成14年度から6年連続で減少しているが、窃盗犯は減少しておらず、オレオレ詐欺や、子どもに対する声かけ事案などの発生もあり、市民の不安は解消されていない。

平成18年に「水俣市生活安全安心まちづくり条例」を制定し、生活環境の整備、防犯意識を啓発する観点から、地域が防犯灯を設置する際の補助、水俣地区防犯協会連合会の活動を通じ市民の防犯意識の啓発、防犯グッズの配布などによる支援を行っている。

今後も引き続き、防犯環境の整備を進める必要がある。

■対象

地域住民（PTA、老人クラブ、地域婦人会、自治会等）

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：犯罪者が犯行をあきらめることにつながる「声かけ」、地域に目を向けるまちづくり（防犯ボランティア活動）、自分のまちは自分で守るという認識

行政：関係機関（警察署・防犯協会・防犯ボランティア団体）との連携による市民の防犯活動の支援

■事業の目標設定

犯罪発生に強い抑止力をもつ青色回転灯装備車両による防犯パトロール団体が、現在1団体しかないため、その増加を目指すこととし、5団体の活動を目標とする。

■主な事業

- ・防犯関係団体、地域活動の支援

③交通安全のまちづくり

■目的

交通安全教育等の実施により市民の交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設の充実により道路環境を整備することで、交通事故の防止を図る。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
市内の交通事故発生件数	100件	90件（-10%）
交通安全施設の充足度	35%	40%

■現状と課題

交通事故の被害者のうち約半数は高齢者であるため、高齢者を対象とした交通事故防止対策、自転車の無灯火運転など交通安全マナーの欠如を解消するための啓発活動が必要である。

また、交通安全施設の設置を求める市民ニーズへの対応が課題としてあげられる。

■対象

歩行者、運転者、同乗者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市民：交通安全意識を高め、交通安全マナーを遵守する。

行政：警察署及び交通安全協会と連携し、交通安全意識の啓発を行うとともに、交通安全施設を整備する。

■事業の目標設定

交通安全の指導啓発を継続し、関係機関との連携強化により運転マナーの向上に取り組むことにより、交通事故発生件数を平成20年度比で10%減少させる。市内の危険解消重点箇所、交通事故の把握に努め、地区から要望のあった箇所については、現地の状況等を考慮したうえで、適正な交通安全施設の設置を進め、平成25年度の充足度（地区からの要望箇所のうち必要と判断される箇所数に対する実際の設置箇所数の割合）を40%に設定する。

■主な事業

- ・交通安全普及啓発事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・交通安全指導事業



施策2 地域医療の充実

市民が安心して暮らしていくことができるように、市立総合医療センターの機能充実に努め、救急医療をはじめ診療体制の維持拡充を図るとともに、経営健全化に努める。

さらに、同センターを水俣・芦北地域のみならず、県境を越えた地域医療の支援拠点としていく。

①地方公営企業法全部適用の導入

■目的

全国的に医師不足をはじめとし、地域の病院を取り巻く環境は大変厳しい状況になっており、医療制度の改正等に迅速に対応し、魅力ある病院とするための措置として、「地方公営企業法の全部適用*」に移行する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
地方公営企業法の全部適用	未実施(一部適用)	平成22年度実施

■現状と課題

職員の採用権・人事権、契約権等の一定権限を、市長から、病院事業に精通し病院運営に関する広範囲な権限と責任をもつ「病院事業管理者」に移譲し、経営責任の明確化が可能となる「地方公営企業法の全部適用」を平成22年度から実施するために、条例、管理規程等の整備が必要である。

■対象

市立総合医療センター

■実施主体(市民と行政の役割分担)

市立総合医療センター(市からの権限移譲)

■事業の目標設定

平成22年度当初から「地方公営企業法の全部適用」へ移行することとし、この地域に必要な医療を安定して提供するとともに、これまで以上に医療の質の向上にも努めていく。

■主な事業

- ・地方公営企業法の全部適用による柔軟性に富んだ病院づくり



* 地方公営企業法は、地方公共団体が運営する企業(病院事業、水道事業など)の組織や財務、これに従事する職員の身分取扱、その他企業の経営の根本基準を定めたもので、「地方公営企業法の全部適用」とは、この法律のすべてを適用することで、従来は市長にあった組織、人事などの権限が事業管理者に与えられ、病院運営に求められる柔軟性、迅速性に富んだ取組みが可能となる。

②地域医療を支援する病院

■目的

医療は、患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけ、それらからの紹介患者に対して、医療提供、医療機器等の共同利用を行うなどして、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図る。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
医科における開放型病院*の実施	歯科において実施	医科においても実施
地域医療支援病院*の承認	—	承認

■現状と課題

本市は、人口1万人当たりの一般病床数は209床で、全国市区の中で14位となっており、医療については恵まれた地域であるといえる。しかし、総合医療センターにおいて、常勤専門医が不在の診療科があるなど、課題も多い。今後は、これまで以上に、他の医療機関との適切な役割分担、連携を進めながら、地域医療全体の充実を図ることが必要である。

現在、歯科においては「開放型病院」を実施しているが、医科においても同様の取組みが準備中である。

さらに、「開放型病院」の次の段階として、平成9年12月の第3次医療法改正により創設された「地域医療支援病院」として承認されるため、平成21年度に「地域医療支援病院準備委員会」を設立し、検討を開始している。「地域医療支援病院」の承認を得るには、紹介患者に対する医療の提供、医療機器等の共同利用の実施、救急医療の提供、地域の医療従事者の資質向上を図るための研修の実施等、実績を積んでいくことが求められる。

■対象

熊本県が定める二次医療圏（水俣・芦北地域）だけでなく、近隣地域（鹿児島県出水・伊佐地域等）の病院・診療所・歯科医院をかかりつけとする患者

■実施主体（市民と行政の役割分担）

市立総合医療センター

■事業の目標設定

「開放型病院」の実施については、歯科では既に実施中であるが、医科は現時点では準備段階である。ただし、今後条件が整えば早い段階で実施可能になる。地域医療支援病院に関しては、平成23年度中の承認を目指し、準備を進めている。

■主な事業

- ・地域医療の拠点整備



* 開放型病院：病院の施設や機能を、地域医療機関に開放している病院

* 地域医療支援病院：地域医療全体のレベルアップに重点が置かれ、日常生活圏での医療提供体制の整備を目指すもので、法的要件に合致した病院のうち希望するものを県知事が承認する。

施策3 健康づくりの推進

すべての市民が、心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるように、各種検診の充実、食育の推進、スポーツやレクリエーション、体験を通じた健康教室を開催するなど、それぞれのライフステージに合った健康づくりを進める。

① 生活習慣病予防の推進

■目的

だれもが健康でいきいきと暮らせるように、市民が自ら、自分の体の健康課題に気づき、主体的に生活習慣の改善を図ることができるよう支援する。

指 標	平成20年度(現状値)	平成25年度(目標値)
特定健診*受診率	22.7%	65.0%
特定保健指導*実施率	48.4%	45.0%
内臓脂肪症候群該当者・予備軍の割合	27.4%	10.0%

■現状と課題

がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、我が国の死因の6割、国民医療費の3割を占める深刻な病気である。

本市の平成20年5月診療分のレセプト（診療報酬明細書）データによると入院、入院外の1人当たりの診療費は県下48市町村中2位、糖尿病、その他内分泌・栄養及び代謝、腎不全の生活習慣病の受診率は1位になっており、平成21年度は国から高医療費指定を受けている。市民の重篤な生活習慣病の発症を防ぐには、危険要因の早期発見と日々の生活習慣の改善に関する対策が急務となる。

■対象

市民

■実施主体

市民：健康的な生活習慣に関心をもち、自らの健康課題に気づき、生活習慣の改善と健康づくりに取り組む。

行政：特定健診・特定保健指導、生活習慣病予防のための相談・訪問指導・教室等の実施、健康づくりに関する情報提供、健診結果や医療費の分析

■事業の目標設定

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から特定健診と特定保健指導が開始され、国の示す参酌標準*によると、平成27年度までに特定健診受診率80%、特定保健指導実施率60%、内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の減少率25%を達成することが求められている。

この数値をもとに平成25年度の目標値を、それぞれ、65.0%、45.0%、10.0%とする。

■主な事業

- ・生活習慣病予防対策事業
- ・介護予防地域基盤づくり



* 特定健診：厚生労働省により平成20年度から実施が義務づけられた内臓脂肪肥満に着目した健康診査

* 特定保健指導：特定検診の結果に基づき、該当者に対して、医師、保健師、栄養管理士等が行う。

* 参酌標準：該当地域のサービス必要量等を求めるための目安